



広報

びばいぼく

あの美しい声の持ち主をさがせ！
5月28日、八幡小学校では、
西中国山地自然史研究会の上野吉雄さんを
講師に招いて昆虫と、野鳥の観察会が
行われ、双眼鏡を手に野鳥の姿を
追いかけていました。

2001
7
No.408

情報公開制度が7月1日

から始まります。

今年3月の定例議会で可決された「情報公開条例」「個人情報保護条例」が7月1日から施行されます。

「情報公開条例」は、行政文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、公正で開かれた町政の実現を図り、町政に対する町民のみなさんの理解と信頼関係を一層増進することを目的としています。

請求ができる人

- 町内に住所がある個人
 - 町内に事務所又は事業所をもつ個人及び法人その他の団体
 - 町内の事務所又は事業所に勤務する人
 - 町内の学校に在学する人
 - 実施機関が行う事務事業に利害関係のある人 など
- ※実施機関とは、各課や教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。

公開手続き



役場総務課にある所定の請求書に必要事項を記入をして提出してください。

- 氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人等はその代表者の氏名
- 公開請求に係る行政文書の内容 など

公開の対象となる行政文書

実施機関の職員がその分掌する事務に関して職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、組織的に用いるものとして保有しているものをいい、次のものが対象です。

- 7月1日以降に作成し、また收受したも。
- 7月1日以前に作成し、また收受した行政文書で整理の完了したもの。ただし、新聞や雑誌その他不特定多数の人に販売するものは行政文書とは言いません。

公開できない行政文書

行政文書の公開請求があったときは原則公開されますが、次のいずれかに該当する情報が記録されている場合は公開できません。

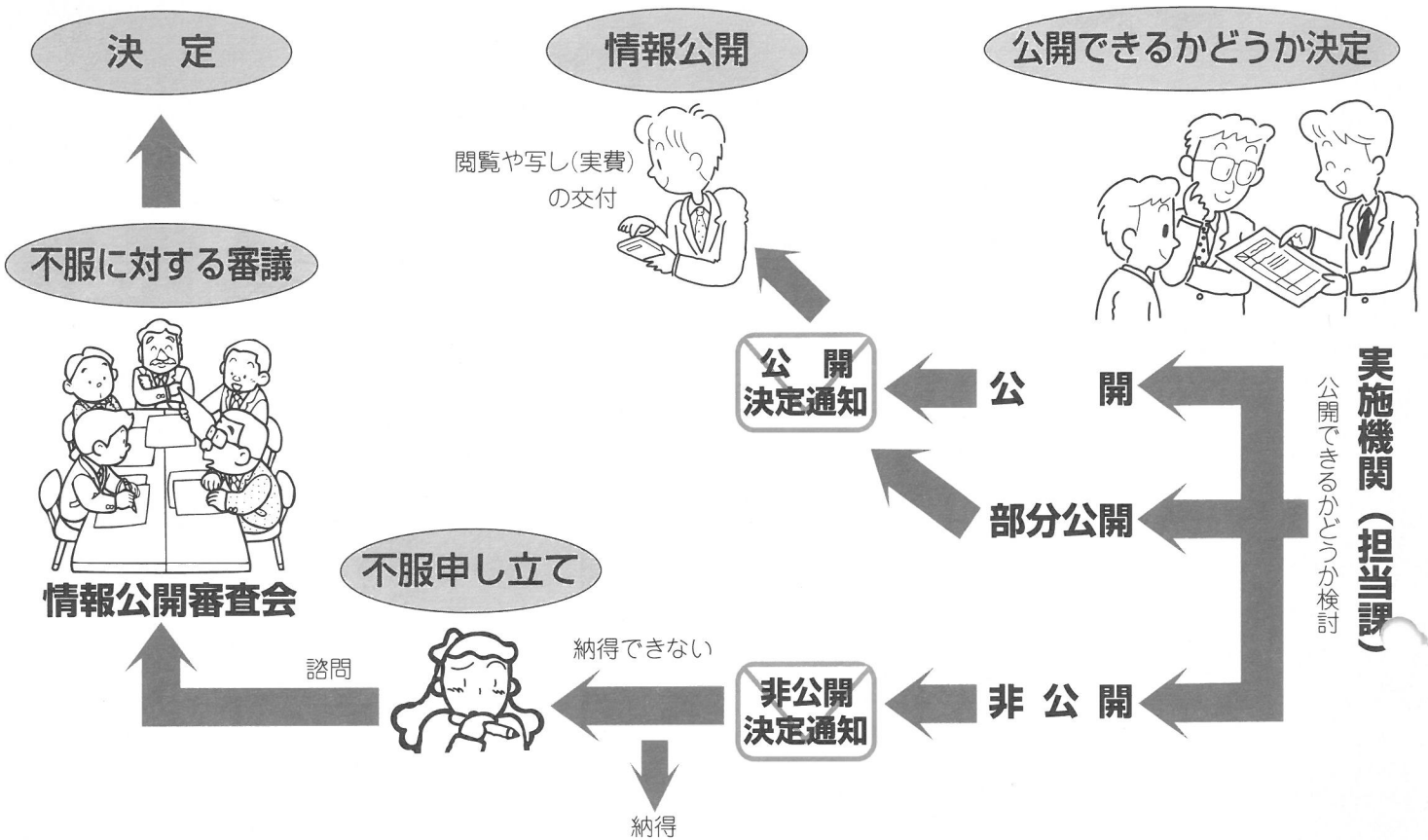
- 個人に関する情報で、特定の個人が識別され、もしくは識別され得るもの、また特定の個人を識別することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。
- 法人等に関する情報又は事業を営む個人の事業に関する情報で、法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。
- 町の機関内部若しくは機関相互又は町の機関と国等の機関との間における審議、検討又は協議に関する情報

であって、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に町民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの。

- 町の機関又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、事務又は事業の性質上、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。
- 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報で、個人又は法人等における通例として公にしないこととされているもの。
- 犯罪の予防、鐘圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるもの。
- 法令等の規定又は地方自治法規定による基準その他実施機関が法律上従う義務を有する国又は県の機関の指示により、公開することができないとされている情報など。

部分公開できる行政文書

公開請求に係る行政文書に非公開情報とそれ以外の情報とが記録されている場合は、非公開情報とそれ以外の情報とを容易に、行政文書の公開を請求する趣旨を失わない程度に合理的に分離できるときは、非公開情報が記録されている部分を除いて行政文書の公開ができます。



公開請求に対する決定権

公開請求があった日から15日以内に、公開するかどうか決定され、書面により通知されます。

全部又は一部の公開ができないときは、その理由をつけて通知します。この場合において、公開できない理由がなくなる期日をあらかじめ知らせることができるときは、その期日を明らかにします。

事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、期間を15日以内に限り延長することができ、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知します。

行政文書の公開の実施

行政文書の公開は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を考慮して実施機関の定める方法により行われます。

公開することにより、汚損又は破損するおそれがあると認めるときなどは、複写したもにより公開します。

費用負担

公開請求又は公開の申出に係る行政文書の写し等の交付に必要な費用は、請求者の負担となります。

不服申立て

公開しないなどの不服があるときは、行政不服審査法による不服申立てをす

ることができます。

芸北町情報公開審査会に諮問し、決定又は裁決され、通知されます。

芸北町情報公開審査会とは

● 諮問された事項について審議し、答申します。

● 情報公開制度に関する重要事項について調査及び審議するとともに、実施機関に建議します。

● 審査会の委員は、情報公開に関し識見を有する人を、町長が委嘱します。

● 委員の任期は、2年で、再任は妨げられません。

● 委員は、職務上知り得た秘密を漏らすことはできません。その職を退いた後も同様です。

審査会は、必要があると認めるときは諮問実施機関に対し、可否決定に係る行政文書の提示を求めることができ、実施機関は、これを拒むことはできません。諮問された事案の審議を行うため必要があると認めるときは、不服申立人等に対して、意見若しくは説明又は資料の提出を求めることができます。

利用者の責務

公開請求をしようとする人は、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、行政文書の公開を受けたときは、それによって得た情報を適正に用いなければなりません。

個人情報

保護条例って何？

「個人情報保護条例」は、町の機関が保有する個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定め、個人の権利利益の侵害防止と、基本的な人権の擁護及び公正で開かれた町政の推進に資することを目的とするものです。

個人情報とは

個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。

実施機関の責務

実施機関とは、役場各課、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会のことをいいます。この実施機関は、この条例の目的を達成するため、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めるとともに、個人情報の保護の重要性について町民及び事業者への意識啓発に努め、あわせて町長は事業所に対し、個人情報の保護のための措置を講ずるよう指導・助言を行います。

事業者の責務

事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止防止に必要措置を講ずるとともに個人情報の保護のための町の施策に協力する責務があります。事業者は、その事業活動に伴って保有する個人情報について、本人にその存在及び内容を知るための機会を提供するよう努めなければなりません。

町民の役割

町民のみなさんは、個人情報の保護の重要性を認識し、他人の個人情報をみだりに取り扱わないようにするとともに、自ら個人情報の保護を心掛けることで、個人情報の保護に積極的な役割を果たすものとしています。

実施機関の義務

実施機関には、個人情報保護のために次のような義務があります。

- 取扱の制限。
- 個人情報取扱事務の登録。
- 収集の制限。
- 利用及び提供の制限。
- オンライン結合による提供制限。
- 安全性、正確性等の確保措置。
- 職員の義務。
- 取扱い等の委託制限。
- 廃棄

自己情報の開示請求

実施機関が保有する自己を本人とする個人情報の開示を請求することができます。また、未成年者又は成年被後見人法定代理人は、本人に代わって前項の開示の請求をすることができます。

実施機関は、開示の請求があったときは、15日以内に開示できるかどうかを決定し、できるものは開示します。

自己情報の訂正請求

実施機関は保有する自己を本人とする個人情報について事実と誤りがあると認めるときは、その訂正（削除を含む。）を請求することができます。

実施機関は、訂正の請求があったときは、15日以内に、必要な調査を行い、訂正をする旨の決定をしたときは、当該訂正の請求に係る個人情報の訂正と請求者に対し訂正の内容や訂正の理由を書面で通知します。訂正をしない旨の決定をしたときは、その旨とその理由を書面で通知します。



個人情報の存否に関する情報

開示の請求に対し、当該開示の請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示とすべき情報の開示をすることとなるときは、実施機関は、個人情報の存否を明らかにしないで、請求を拒むことができます。

次の場合全部又は一部の開示をしないことができます

●開示の請求の対象となった個人情報の個人に関する個人情報が含まれる場合であって、開示することによって個人の正当な利益を侵すことになると認められるとき。

●開示の請求の対象となった個人情報に法人等に関して記録された情報又は個人が営む事業に関して記録された情報がふくまれる場合であって、請求者に開示をすることにより、当該法人等又は当該個人が有する競争上の正当な利益を侵すことになると認められるとき

●開示の請求の対象となった個人情報に個人の指導、診断、評価、選考等に関する情報であって、請求者に開示をすることにより、当該指導、診断、評価、選考等に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。

●開示の請求の対象となった個人情報に町の機関内部若しくは機関相互又は町の機関と国若しくは他の地方公共団体の機関との間における審議、検討又は協議に関するものであって、請求者に開示をすることにより、率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれその他当該審議、検討又は協議に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。

●開示の請求の対象となった個人情報に町の機関又は国若しくは他の地方公共団体の機関が行う事務又は事業に関するものであって、請求者に開示をすることにより、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

●犯罪の予防、犯罪捜査、個人の生命、身体及び財産の保護その他公共の安全の確保のため、請求者に開示をしないことが必要と認められるとき。

●法令等の規定又は地方自治法などにより、本人に開示をすることができないとされているとき。

●未成年者の法定代理人による開示の請求がなされた場合であって、開示の請求の対象となった個人情報の開示をすることが当該未成年者の利益に反すると認められるとき。

不服申し立て

開示及び訂正の請求の決定について、納得できない時は行政不服審査法に基づく不服申し立てができます。

その申し立てに対して、実施機関は、停滞なく、芸北町個人情報保護審議会諮問し、これの議を経て、決定又は裁決を行い、通知します。

自己情報の取り扱いの是正の申し出

実施機関が行う自己を本人とする個人情報の取扱いが不適正であると認めるときは、当該個人情報の取扱いの是正を申し出ることができます。

実施機関は、是正の申し出を受けたときは、遅滞なく、必要な調査を行い、芸北町個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、是正の申し出に対する処理を行い、その内容を申出者に書面で通知します。

実施機関は、処理の内容が芸北町個人情報保護審議会の意見と異なるときは、当該意見を付して、当該是正の申し出に係る処理の経過を公表します

事業者が保有する個人情報の保護

町長は、事業者が保有する個人情報の保護のため、次のことを行うことができます。

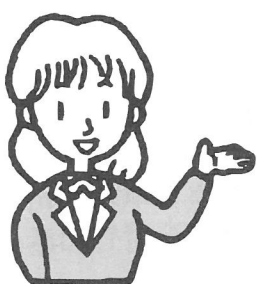
●事業者に対する指導助言
●個人情報の取り扱いに関する指針の作成・公表

また、事業者が行う個人情報の取り扱いが不適正である疑いがあるときは次のことができます。

●調査及び公表
●勧告及び公表

事業者が行う個人情報の取り扱いに関する苦情相談があったときは、迅速かつ適正に処理します。

※「情報公開制度」「個人情報保護条例」にかかわること、ご相談等がありましたら、役場総務課にご相談ください。



議会報告

第1回臨時会

松本建祠氏副議長に中束悠介氏を選出

芸北町議会議員一般選挙後、初の臨時会が、4月16日に招集され、審議が行われました。まず、地方自治法の規定により、年長の齋藤巖議員が臨時議長となって、議長選挙が行われ、議長に松本建祠議員が、副議長に中束悠介議員がそれぞれ選出されました。また各常任委員会・特別委員会の委員構成が行われました。

今回提出された議案は、専決処分報告3件、監査委員の選任の同意についての議案2件と議会発議1件です。審議の結果原案どおり可決承認されました。

●芸北町税条例の一部を改正する条例（専決処分報告）

●芸北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（専決処分報告）

地方税法等の一部改正に伴い、3月30日付けで2つの条例を制定したものです。

●平成12年度一般会計補正予算（専決処分報告）

歳入歳出それぞれに6,096万9千円を追加し、総額を46億744万8千円とするものです。

●監査委員の選任の同意について（2件）

永年ご活躍いただいた河野一郎代表監査委員さんから退職の申し出があり、これの後任代表監査委員に市原政則さんを、また議会選任監査委員に齋藤巖議員さんが選任の同意を得られました。

●閉会中の継続調査事件の承認について

各委員会の審査中の事件について、閉会中も継続審査が必要と決定するものです。



▲議会選任
監査委員
齋藤巖さん



▲代表監査委員の
市原政則さん

各委員会のメンバーは次のとおりです。

常任委員会

委員会	委員長	副委員長	委員名
総務常任委員会	松田 実	清見善憲	松本建祠 中野雅司 藤堂修壮 村竹和彦
産業建設常任委員会	久茂谷美保之	平石隆夫	中束悠介 齋藤 巖 上本義基 沖田昌彦
議会運営委員会	上本 義基	藤堂修壮	松田 実 久茂谷美保之

特別委員会

委員会	委員長	副委員長	委員名
予算調査特別委員会	清見 善憲	沖田昌彦	中束悠介 松田 実 齋藤 巖 上本義基 平石隆夫 藤堂修壮 村竹和彦 中野雅司 久茂谷美保之
水力発電事業特別委員会	中野 雅司	村竹和彦	中束悠介 松田 実 齋藤 巖 上本義基 清見善憲 沖田昌彦 平石隆夫 藤堂修壮 久茂谷美保之
広域行政調査特別委員会	中束 悠介	松田 実	齋藤 巖 上本義基 清見善憲 中野雅司 沖田昌彦 平石隆夫 藤堂修壮 村竹和彦 久茂谷美保之

地域情報 コーナー

町民と行政との共働による町づくりをめざして

～平成13年度 ふるさと自慢運動年間計画出揃う～

町民のみなさんの自主的・自発的な学習の支援と、生きがいの実感できる町づくりを目指す「ふるさと自慢運動」は、今年度が第2期の最終年度となります。

これまで各協議会等で取り組んできた「人権・環境・福祉」に関する事業に加え、各地域のローカル色豊かな事業が盛り込まれています。

八幡高原ふるさと運動推進協議会

- グラウンド・ゴルフ大会
- ふるさと拠点づくり
- ふるさと一品づくり
- 高原の花づくり
- 人権、福祉学習講演会

雲月ふるさと推進協議会

- 地域美化活動
- 花いっぱいの里づくり
- 雲月地区スポーツ大会
- 盆踊り、とんど
- 人権学習
- 福祉部会、案内板等の整備
- 地域資源の発掘調査
- 高原の風フェスタ出店

美和中央地区ふるさと 自慢運動推進協議会

- あじさいの里づくり
- 健康づくり
- 都市と農村の交流づくり
- 同和講座
- 教養講座
- 物づくり
- 花壇の整備

おおぐれふるさと学級

- 環境美化運動
- 阿佐山清流の里づくり事業
- 大暮音頭掘り起こし事業
- おおぐれ製鉄所掘り起こし事業
- 大暮神楽伝承事業
- ふるさと自慢事業
- 生涯学習推進事業
- 大暮とんど祭り事業

雄鹿原地区ふるさと運動推進協議会

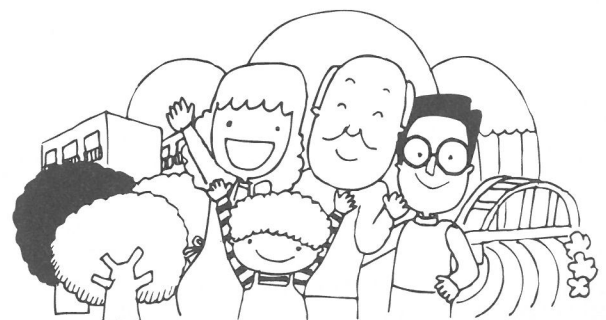
- 美化運動 花木等の里づくり
- ふるさと探訪
- 雄鹿原ふれあい朝市
- 人権学習会
- 視察研修会
- 文化講演会
- グラウンド・ゴルフ大会
- とんど

西南地区ふるさと運動推進協議会

- 花いっぱいの里づくり
- 盆踊り支援事業
- 高原の風フェスタ参加事業
- 郷土芸能の伝承
- 人権・文化講演会
- 地域の交流（とんど）

美和東ふるさと振興推進協議会

- 快適な環境づくり
- 心の通う里づくり
- 健康な里づくり
- 地場産品づくり



「いのち」のシリーズ

生命を守る

産業振興課

No. 60

産業振興課は農林業・商工観光など幅広く仕事を行っています。現在では植物バイオ研究室で、芸北町に自生する貴重な植物の試験増殖にも取り組んでいます。なぜこの自然豊かな芸北町で、このようなことを行うのでしょうか。それは、自生する貴重な湿原植物などが心ない人たちによって掘り取られるなどで少なくなり始めているからです。豊かな自然の中にあつて、こうした変化に気づかない人もいるのではないのでしょうか。近年では町内外の方々が、自然を守る活動に取り組まれています。一部の人たちの中にはこうした自然の生態が見直されるようになりましたが、反面、自己中心的な考えにより、無断採取をしていく人も後を絶ちません。このような「自分さえよければ」といった身勝手な行動は変えていかなければなりません。

便利さや快適さを追求することはもちろん大切です。しかし、小さな環境破壊の積み重ねが、生態系を変化させ生命の危機につながります。豊かな自然を守ることはその中で生かされている私たちの命を守ることもでもあります。

生命や人権を考えると、自然環境のよ

る反面、社会では私たちの手で変えていかなければならない事柄もたくさんあります。最近のニュースでご存知のように、ハンセン病患者は、らい予防法という法律によって、長い間人間としての尊厳を奪われ、隔離されてきました。裁判では、極めて感染力が弱く治療法も進んでいるにもかかわらず法律を変えようとしなかった国の責任が求められました。とりわけ厳しい社会問題である部落差別もまた、政治によって作り出されたものです。差別の実態をなくしていくことは、当然行政の責任であり、差別を支えている私たちの意識を変えていくことも私たち一人一人の責任です。部落差別は封建的な考え方や、根拠のない迷信が支

「いのち」のシリーズ6月号No.59の補足について

先月号の「いのち」のシリーズ「人間関係をよりよくするために」のなかに、記述が不足して誤解を招くような箇所がありましたので、次のように補足します。

その1

ある研修所の調査結果によると、「自分が好き」といえる人が意外に少なくなっているようです。自尊心の低い人は、自分に精一杯で、他人に思いやりに欠けているとも言われ、差別する側も差別される側もこの自尊感情の低い人が多いと報告しています。

この研究所の調査とは、中学生を対象にしたもので、現今の子どもたちが自信を持って生きることができない状況を示したものを引用したものです。いじめめる側は、自分のうっぷんを抵抗しない者にぶつけ、また、いじめられる側は、なかなか「ノー」と言えない。言ったために一層いじめられることもあり、あきらめが先に立って耐え苦しんでいる。共に生き方を失い自己イメージ・自己肯定感が希薄になっている状況を報告したものです。

これを、一般的に「差別する側も差別される側もこの自尊感情の低い人が多いと報告しています。」と表現したことは飛躍がありました。人を差別する行為は「自尊心」の欠落によって生じるものともいえますが、これに対して差別を受ける人は、一方的に差別を受けているのですから自尊心の有無とは関係ありません。

その2

それでは、「自分が好き」という人間を築き上げるためにはどのように取り組めばよいのでしょうか。例えば、苦しみや差別を受けてもそれに負けない生き方が出来るようにすることです。自分の中に悲しみを持っている人は、それだけ豊かに生きてるとむしろ言えます。その生き方こそ、人は学ぶ値打ちがあります。

差別を受け続けた人たちのなかには、「苦しみ・怒り」をバネに、それでも人間の尊厳を見失うことなく差別に立ちむかった誇りある生き方を貫いた人たちがおられます。それは、「人間はいたわるべきものでなく、尊敬すべきものだ。人間は、皆平等だ」という「人間の尊さ」を自覚しているからです。そんな被差別の人たちのしたたかな生き様があつてこそ心豊かに生きることが出来るのです。その生き方にこそ学ぶ値打ちがある、という意味合いです。

えています。「差別されるのは差別される側に責任がある」といった間違つた考え方や、憲法に保障されている「個人の尊厳」や「結婚の自由」など市民的権利を侵す風習など変えていかなければならないことがたくさんあります。

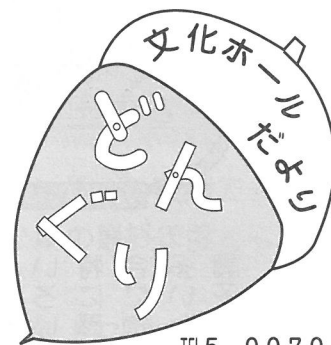
自然を保護しつつ、共生をはかりながら、芸北町の特産を開発する産業振興課の仕事を通してみても、私たちのまわりには大切に守り育てていかなければならないものと、変えていかなければならないものがあります。とりわけ部落差別のような不合理な差別は一刻も早くなくしていかなければなりません。



今年も移動図書館車「どんぐり号」が毎月1回各地を巡回しています。どんぐり号は、文化ホールの図書や県立図書館から借りた本を専用の車に乗せています。みなさんにゆっくり選んでいただけるよう座って本が見られるようになっています。本は読みたいけれど、文化ホールに行くのはちょっとという方々に喜んでいただいています。

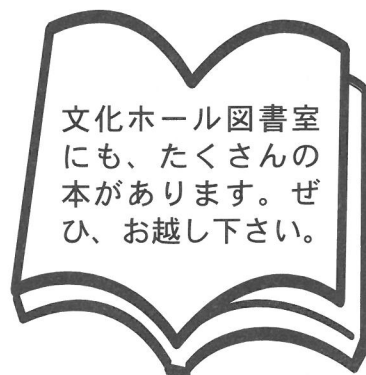
5月22日に、県立図書館の本の入れ替えをしました。新しい本が400冊入りました。なお、以前から長く借りている本がありましたら、一度返却してくださいませようお願いします。巡回予定は次のとおりです。皆さんご利用ください。

巡 回 場 所	巡 回 予 定 日	
J A 八幡支店前	10:00~10:45	6月26日(火) 7月24日(火)
J A 雄鹿原支店前	11:00~11:45	8月21日(火) 9月25日(火)
J A 中野支店前	13:30~14:00	10月30日(火) 11月20日(火)
美和東文化センター	14:30~15:00	12月18日(火) 1月22日(火) 2月26日(火) 3月19日(火)



TEL 5-0070
FAX 5-0079

gbunka@sage.ocn.ne.jp



文化ホール図書室にも、たくさんの本があります。ぜひ、お越し下さい。



仁淀川わくわく川遊び体験 参加者募集!

昨年に引き続き、今年も町内の小学校5年生を対象に、越知町を訪れる参加者を募集します。

日にちは7月26日(木) 27日(金) の一泊二日間です。仁淀川川遊び、キャンプファイヤー、花火、横倉山自然の森博物館見学などを予定しています。

まもなく、募集要項を送付しますのでどしどしお申し込みください。



● 隠し事しても心中うずき出す
● 此の味は母の残した隠し味
● 意気統合トントン拍子の青い空
● トントン拍子 是れは変だと振り返る
● トントン拍子 何処かで狂う羅針盤

川柳句集「極」より

志津香

美之

夕雨子

あさ代

千代美

末田

宏

指導 末田 宏

こんにちは、歯科保健センターです。

電話 5-0749

今回も、前月に引き続き、ホリスティックセンター内の歯科保健センターの活動について報告します。

歯科保健センターは、芸北歯科診療所内にあつて、町民の皆様の歯またはお口のなかの健康のために活動するところです。

今年1月と

3月には、歯科保健センターのメンバー

4名で、雲月

ふれあいサロンにお邪魔し



ました。そして、参加希望者の歯または入れ歯の検診とアンケートをおこないました。そのあとお口のなかについて皆様から相談、質問などをうけながら、そのことについて話をさせていだきました。写真は、その時の様子です。

ふれあいサロンの皆様からは、いろいろな質問ができましたが、特に感じたことは、入れ歯の具合について、気にしている人が多いということでした。入れ歯の調子がよければ、食事がおいしくなり、からだ全体の健康につながります。

ですから、入れ歯の具合が悪くても、歯科に行かずに我慢している人には、ぜひ、歯科を受診することをすすめました。また、入れ歯の手入れについては、一般的な、歯医者がすすめる方法についてお話させてもらいました。でも、ひとそれぞれ事情がちがいますので、こまかいところについては入れ歯をみせてもらいながら、アドバイスをしました。入れ歯の調子のよい方でも、そのよい調子を長続きさせるためには、入れ歯の正しい手入れがとても重要なのです。



今回の訪問

は1月も3

月も大雪でし

たが、そんな

天気にも負け

ない雲月ふれ

あいサロンの

皆様の活力を私達歯科保健センターのメンバーにもわけてもらったように思いました。これからも、町氏の方とふれあえる活動をしていきたいと考えています。

お口のことについて（もちろん歯のことでも）いつでもお気軽にご相談ください。

7月14日健康・福祉まつり開催

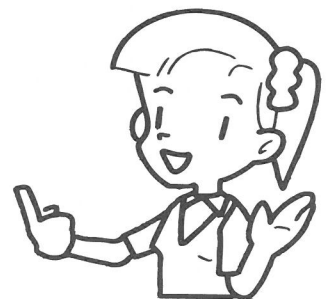
ホリスティック・センターを中心とした会場で、健康・福祉まつりを開きます。いろいろな体験をし、健康と福祉を考える1日にして下さい。

グラウンド・ゴルフ大会、骨密度測定、足のうら健康診断、血液検査、介護コーナー、歯科コーナー、バザー、リサイクルショップ、ビンゴゲーム、金魚すくいやプール・フワフワドームなど盛りだくさんです。ぜひ、お出かけ下さい。

*日時：7月14日（土）午前9時～午後4時

*場所：ホリスティック・センター一帯

※お問い合わせ：ホリスティック・センター 電話 5-0230



『こちら在宅介護支援センターです。』



～今月は「食事（飲み込みにくい方の食事）の工夫」について紹介します～

脳卒中の後遺症や痴呆などにより、食べ物、とくに水やお茶などがむせて飲めないことがあります。（この症状をえん下困難といいます。）

飲み込みにくさを解消するために、寒天やゼラチンなどを使って食べ物を食べやすいかたさにしたり、食べ物にとろみをつける方法があります。やわらかいゼリーやとろみのついた食べ物は飲み込みやすいものです。また、家庭でつくるゼリーなどはかたさの調節ができるので、えん下困難の程度に合わせてつくることができます。

ゼリーを作るには、まず粉ゼラチン5グラムをスプーン1杯の水でふやかし、あたたまった水や牛乳などの液体約200ccに入れてよく溶かします。それを容器に流して固めるだけです。甘さなどの加減ができ、また簡単にできます。

最近では、簡単に食べ物にとろみをつけることができる便利な食品もあるので、そうした食品を使うのも一つの食事の方法です。

高齢者の食事で大切なのが、上体を起こして食事をする事です。食べ物が誤って気管に入ったりすることを予防したり、食べ物を飲み込みやすくするためです。いすに座った場合でも背中がそるとむせやすいので、少し前かがみの姿勢で座りましょう。

正しく座って食事をする



高すぎない
テーブル

両足をしっかり
床につける
(少し浅めに
腰掛ける)

- むせにくくなる
- 自分で食べやすくなる
- 食欲がわく

忘れられやすい水の大切さ



年をとるとトイレが近くなるから水分をあまりとらないという人もいます。また、トイレに行くことに介助が必要だったり、お茶や水を飲むとむせてしまうと、ますます水分をとる量が少なくなります。

しかし、水は人間が生きていく上ではなくてはならないものです。元気がなくなってきたとか、なぜでもないのに微熱が続くなどは、体の水分が少なくなり脱水状態になっていることがあるので、高齢者では特に注意が必要です。

夜間のトイレの回数が増える人は、日中とくに午前中にしっかりと水分をとり、むせやすい人はゼラチン等にとろみをつけ、普段からしっかりと水分をとる習慣をつけましょう。

税情報

7月31日は、固定資産税の第1期の納期限です

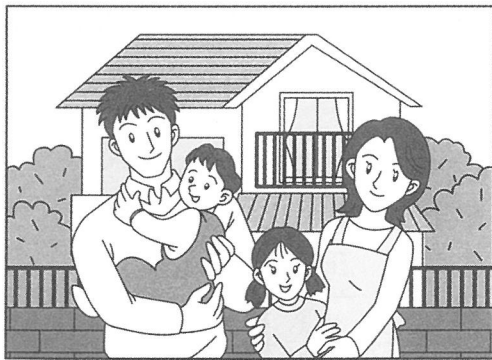
固定資産税は、毎年1月1日（「賦課期日」といいます）に、土地、家屋、償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます。）を所有している人がその固定資産の価格をもとに算定される税額をその固定資産の所在する市町村に納める税金です。

(1) 固定資産税を納める人(納税義務者)

固定資産税を納める人は、原則として固定資産の所有者です。具体的には、次のとおりです。

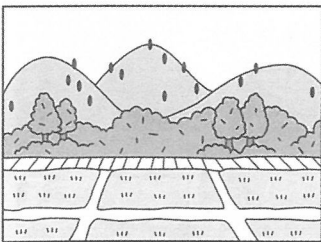
土地	土地登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人
家屋	建物登記簿又は家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人
償却資産	償却資産課税台帳に所有者として登録されている人

ただし、所有者として登記(登録)されている人が賦課期日前に死亡している場合等には、賦課期日現在で、その土地、家屋を現に所有している人が納税義務者となります。



(2) 固定資産税の対象となる資産

土地、家屋及び償却資産が固定資産税の対象となります。



償却資産とは

会社や個人で工場や商店などを経営しておられる方が、その事業のために用いることができる機械・器具・備品等をいいます。

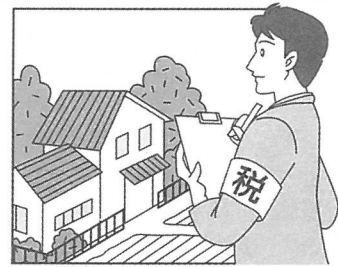
(3) 税額算定のあらまし

固定資産税は、次のような手順で税額が決定され、納税者に通知されます。

固定資産税を評価し、その価格を決定し、その価格をもとに課税標準額を算定します。

固定資産の土地と家屋の評価額は3年に一度評価替えが行われます。

固定資産の評価は、固定資産評価基準に基づいて行われ、町長がその価格を決定し、この価格をもとに課税標準額を算定します。



課税標準額×税率＝税額となります。

芸北町の税率は、町の税条例によって定められており、100分の1.4（標準価格）となっています。



税額等を記載した納税通知書を納税者あてに通知されます。

納期は年4回で、7月・9月・12月・2月に分けて納税することとなります



民生委員児童委員活動報告

国保 だより

退職者の医療の
負担が軽減
されます。

3存じですか! 退職者医療制度

■退職者医療制度に加入する人

会社などを退職して国保に加入した人が、70歳になって老人保健法の適用を受けるようになるまでの間加入します。下のような条件を満たす人が加入し、年金受給権が発生した日から資格ができます。

■加入の届け出

年金証書を受け取って14日以内に、世帯主がおこなって下さい。

■窓口で支払う一部負担金

退職被保険者本人→入院・外来ともに2割
被扶養者→入院2割 外来3割

加入条件

- 国民健康保険の加入者。
- 老人保健法の適用を受けていない人。
- 厚生年金や各種共済組合などから年金を受けている人(加入期間が20年以上、もしくは40歳以上の期間が10年以上のとき)。
- 退職被保険者本人の配偶者と被扶養者。

届け出に必要なもの

- 保険証
- 印かん
- 年金証書

年金証書が届くまでに診療を受けたとき

年金の受給権が発生した日から退職者医療制度適用の資格を得ますが、社会保険庁や共済組合に年金の支給申請をすると、年金証書が送られてくるまでに2~3ヶ月かかります。そのため「退職被保険者証」を受け取るまでに、やむを得ず一般の国保の保険証で受診した場合、申請によりあとで差額分(本人は1割、被扶養者は入院のみ1割)が特例療養費として支給されます。ただし年金証書をすでにお持ちで今まで退職被保険者等の届け出をされていない方、高額療養費の支給済みの方には特例療養費はお支払いできません。

2月1日	愛の呼びかけ運動
2月4日	安佐南区社協(障がい者の会)と雪の交流会 心配ごと相談所への参加(仙水園)
2月6日	町への意見具申(役場)
2月8日	2月定例会
2月13日	芸北タウン作業所への参加(芸北タウン)
2月14日	山県郡民児協部会研修会(筒賀村)
2月21日	心配ごと相談所への参加(仙水園)
2月26日	芸北保育所名称選考会(役場)
3月1日	愛の呼びかけ運動 地対協老人保健福祉専門委員会
3月6日	3月定例会
3月9日	なかよしクラブ
3月12日	芸北タウン作業所への参加(芸北タウン)
3月14日	県民児協理事会(広島県健康福祉センター)
3月17日	各小、幼、保、卒業、卒園式、(~22日)
3月19日	山県郡民児協女性部長会議(芸北オークガーデン)
3月21日	心配ごと相談所への参加(仙水園)
3月23日	町社協理事会(仙水園)
3月25日	部落解放同盟芸北支部大会(奥原集会所)
4月6日	愛の呼びかけ運動
4月7日	各小、幼、保、入学式、入園式、(~11日)
4月9日	芸北タウン作業所への参加(芸北タウン)
4月10日	芸北町立芸北つくし保育園竣工式
4月10日	4月定例会
4月11日	心配ごと相談所への参加(仙水園)
4月13日	なかよしクラブ
4月24日	山県郡民生・児童委員協議会総会(戸河内町)
4月25日	心配ごと相談所への参加(仙水園)
5月1日	愛の呼びかけ運動
5月8日	5月定例会 芸北中学校・芸北分校訪問
5月9日	心配ごと相談所への参加(仙水園)
5月21日	民児協役員会(役場)
5月23日	心配ごと相談所への参加(仙水園)
5月28日	芸北タウン作業所への参加(芸北タウン)

※このほか、ふれあい給食配布ボランティアでひとり暮らしの家庭にお弁当を届けたり、ふれあいサロンに参加しています。



あいさつをすれば心がぽっかぽか

河野 晶美さん (芸小5年)

平成12年度あいさつに関する標語 小学生の部最優秀作品



ホリスティックセンター
5-0575
5-0230
5-0880

役場 5-0111
文化ホール 5-0070
海洋センター 5-1045

**役場への電話が
直通でつながります。**

役場内の電話機更新に伴い、役場各課へ直接電話がつながるようになりました。

担当の課があらかじめおわかりの場合は、直接担当課におかけください。また総合案内は今までどおり、総務課です。担当がわからない場合は総務課でお受けします。



- 総務課 5-0111
- 建設整備課 5-0112
- 産業振興課 5-0113
- 住民福祉課 5-0114
- 議会事務局 5-0115
- 教育委員会 5-0404

**男性の料理教室を
開催します。**

ホリスティック・センターでは、男性の料理教室を開催します。

内容は、日常の簡単な料理や電子レンジを使った料理、冷凍食品や加工食品を使った料理などで、みんな楽しく実習します。

みなさんお気軽にご参加下さい。

●時間 午前10時～午後一時

●場所 ホリス調理実習室

※エプロンと米1/2合を持参して下さい。

※第1回目は、7月26日(木)を予定しています。

※お申し込みは、

ホリスティック・センター

栄養士・保健婦まで



**きれいな川をいつまでも
クリーン太田川を実施します**

今年も、7月15日に滝山川流域で「クリーン太田川」を実施いたします。きれいで災害のない太田川をめざし、みんなで取り組みましょう。

**こんなときは
早めに避難を**

梅雨時を迎えます。地震により地盤が弛んでいることが予測され、少ない雨量でもがけ崩れや土石流などが発生する恐れがあります。気象や雨量の状況に注意し、少しでも危険を感じたら、早めに避難するように心がけましょう。また、危険箇所を発見した場合は、役場までご連絡下さい。

土石流

- 山鳴り、立ち木の裂ける音、石のぶつかり合う音が聞こえる。
- 雨が降り続けているのに川の水位が下がる。
- 川の水が急に濁ったり、流木が交ざりはじめる。



地滑り

- 地面にひび割れができたりひび割れが広がったり斜面から水が噴き出す。
- 沢や井戸、がけからしみ出る水が濁る。



がけ崩れ



- がけに亀裂が入ったり、亀裂が広がったり、小石がパラパラ落ちてくる。

日ごろから家庭や地域でお近くの避難場所を再確認するなど、災害への備えを心掛けましょう。

町の人口 (6月1日現在)

		前月比
総数	3,162	(-1)
男	1,549	(-2)
女	1,613	(+1)
世帯数	1,070	(+2)
面積	253.63km ²	

6・7月の納税等

(納期限：6月25日)

- 国民年金保険料

(納期限：7月2日)

- 町県民税
- 国民健康保険税 (第3期)
- 水道使用料

□座振替の方も金額の確認お忘れなく。

7月の 心配ごと相談

- とき 4日(水)
- ばしょ 仙水園
交通事故関係

- とき 18日(水)
- ばしょ 仙水園
老人・障がい者関係

社会福祉資金寄附

次の皆様からご厚志をいただきました。ここに掲載し、お礼にかえさせていただきます。

■見舞返礼にかえて
高野 上奥 稔様

■香典返礼にかえて
高野 増田ミツエ様
橋山 斉藤 晴好様
高野 上奥 稔様
加計町 佐々木勝也様

—ありがとうございました。
芸北町社会福祉協議会



今年のサマージャンボ宝くじは
1等・前後賞合わせて3億円!
2等だって1億円!
1億円以上の高額当選者が去年の倍

平成13年度市町村振興宝くじ(サマージャンボ)が発売されます。

1等	2億円×44本
前後賞	各5千万円
2等	1億円×132本

- 発売期間 7月16日(月)～8月3日(金)
- 抽選日 8月14日(火)
- 支払開始 8月20日(月)

※この宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよい町づくりに使われ、通信販売でも買うことができます。

※昨年のサマージャンボの宝くじの時効(8月20日)が迫っています。ご確認をお忘れなく。

平成13年度 自衛官等募集案内

防衛庁では、自衛官等を募集しています。



- お問い合わせ先
役場総務課
自衛隊広島地方連絡部 (電話 082-221-2957)



〈豊平町〉

お問い合わせ先

とよひらどんぐり村
電話0826-84-1313



▲評判のよかった「そば焼酎 豊平」

「道の駅豊平どんぐり村」で酒類販売が広島北税務署から4月25日付で許可になりました。現在豊平どんぐり村内のふるさとの家で町内の地酒を販売しています。また、昨年の新そばまつ

ますます好調豊平どんぐり村

10月には「そば焼酎豊平」販売予定 大豆トラスト「豆の会」を企画

りで多くの方に試飲していただき評判の良かった「そば焼酎豊平」を10月には販売する予定です。販売時には地酒と「そば焼酎豊平」をセットにした進物用も用意します。ぜひご利用ください。

さらに、豊平どんぐり村では大豆トラスト「豆の会」を企画しました。これは、自然の中で自分で大豆を植えて、育て収穫し自作豆腐を作って味わおうという会です。6月4日には第1回の「豆の会」として、大豆の苗植と会員の親睦を兼ね、とうふの会を予定しています。7月には草取りとパーベキュウ大会、9月には収穫作業と丸ごとゆがいた枝豆の会、11月には自作の豆腐作りなどを予定しています。年会費は4千円で会によって実費を要し、途中からでも参加できます。ぜひあなたも自作豆腐を味わってみてください。

お誕生日、おめでとう!



7月生まれの最高齢者

福本 ツウさん(高野)
明治35年7月25日生まれ
99歳をお迎えになります。



初めてのお誕生日

河野 千夏さん(西八幡原)
平成12年7月4日生まれ

※このコーナーでは該当のお誕生日を迎えられる方を募集しています。詳しくは、役場総務課にご連絡下さい。

七月にお誕生日を迎えられる福本さんは、芸北町にお住まいの中では最高齢です。

うかがったときも私に椅子を勧めて下さり、介護の方にも感謝の気持ちを忘れておられない、すてきな方でした。私もあんな風になをとれたらなあと思いつつ、お家を後にしました。ぜひ百才のお年も元氣にお迎え下さい。

各地区のふるさと自慢運動が今年も始まりました。八幡地区では、カキツバタ群落の再生をめざし、地区の方と市内の方など自然を愛する方たちのボランティアが大活躍されているそうです。

八幡の名所がまた一つ増えました。

編集後記

ふるさとの四季

芸北植物物語 ⑯

バイケイソウ



4月、湿原や谷筋の茶色い土を突き抜くように、大きな緑色の芽が出てきます。非常に鮮やかな緑色の大きな葉は「どんな花が咲くのだろう？」と期待させますが、なかなか花は咲きません。だれもがその春先の光景を忘れた頃、バイケイソウは花茎いっぱい花を付けます。花の時期には人の背丈ほどにもなるのですが、花弁が緑がかっているためか、地味な印象を受けます。